

魚沼市検定料補助金交付要綱

令和3年4月21日

告示第100号

(趣旨)

第1条 市長は、地域の活性化に貢献する人材の育成を目指し、市内に住所を有する小学校児童又は中学校生徒の学習意欲及び基礎学力の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英検」という。)、公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定(以下「漢検」という。)及び公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定(以下「数検」という。)の検定料について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び申請者)

第2条 補助の対象は、英検、漢検又は数検を受検した市内に住所を有する小学校児童又は中学校生徒に係る検定料とし、補助金の申請は、次のいずれかの者が行うものとする。

- (1) 受検者の保護者
- (2) 受検者が在籍する市立学校の校長(学校が団体受験会場となっている場合に限る。)

(交付基準)

第3条 補助金の額は、検定料の2分の1の額とする。ただし、同一の小学校児童又は中学校生徒1人につき、検定の種類ごとに毎年度2回分までを限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、検定料補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の検定料補助金交付申請書兼実績報告書には、証拠書類(領収書等)を添付するものとする。ただし、証拠書類(領収書等)が発行されない電子決済(クレジットカード又は電子マネーによる決済等をいう。)を利用した場合は、支払日、金額、支払者氏名、受領者及び受検申込みの内容等が確認できる画面を印刷又は撮影した画像をもって証拠書類に代えることができるものとする。

3 第1項の申請は、市長が指定する電子申請により手続を行うことができるものとする。

(通知)

第5条 規則第8条第1項及び第14条に規定する通知は、補助金の交付をもって通知があったものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和3年9月13日告示第147号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、改正後の魚沼市英語検定料補助金交付要綱の規定は、令和3年8月1日から適用する。

附 則(令和4年2月17日告示第15号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和8年9月18日告示第182号)

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 住 所
申請者
電話番号

検定料補助金交付申請書兼実績報告書

魚沼市検定料補助金の交付を受けたいので、魚沼市検定料補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請及び報告します。

記

1 補助金交付申請額 金 円 受検料の2分の1の額

2 受検内容及び結果

在籍学校名・学年	学校	年生
受検者氏名		
受検した検定の種類	英語検定 ・ 漢字検定 ・ 数学検定	
受検級・受検結果	級	合格 ・ 不合格

3 添付書類

証拠書類 領収書など検定料を支払ったことを証明するもの

4 補助金の振込先

金融機関名	支店名	種別	口座番号
銀行 組合 金庫 農協	本店 支店 支所	普通 当座	
口座名義人	フリガナ		